

株主各位

第 79 期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制 及び当該体制の運用状況の概要	1
連結株主資本等変動計算書	6
連結注記表	8
株主資本等変動計算書	16
個別注記表	18

(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)

いちよし証券株式会社

上記の情報につきましては、法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

① 当社監査委員会の職務の執行に関する体制

(i) 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設ける。監査委員会室には監査委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査業務を補助する。

(ii) 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

執行役からの独立性を確保するため、監査委員会室の使用人の異動、考課、懲戒処分に関しては、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得なければならない。

(iii) 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の指示の実効性を確保することを目的として、監査委員会室の使用人は専任とし、「監査委員会規程」に基づき監査委員の指示により、監査活動の補助を行わせる。

(iv) 当社監査委員会への報告に関する体制

イ. 当社の役職員は、当社監査委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに当該監査委員若しくは監査委員会に報告を行う。

ロ. 当社及び当社子会社の役職員は、当社及び当社子会社において、会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見したときは、書面若しくは口頭にて監査委員会に報告しなければならない。

ハ. 当社及び当社子会社の役職員から、会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのあることにつき報告を受けた者は、書面若しくは口頭にて監査委員会に報告しなければならない。

(v) 当社監査委員会に報告した者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前記(iv)の報告を行った役職員は、当該報告を行ったことにより不利な扱いを受けないことを「就業規則」等に規定する。

(vi) 当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員がその職務について、当社に対し費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、原則として速やかに当該費用の支払いを行う。

(vii) 当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査委員会の委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため、取締役会及び経営委員会に出席する。

ロ. 監査委員長は、内部統制委員会に委員として出席する。

ハ. 監査委員会の委員は、必要に応じその他重要な会議に出席することができる。

- ニ. 監査委員会の委員は、「監査委員会規程」に基づき、役職員の職務執行状況、当社子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- ホ. 監査委員会は、内部監査部門の監査結果について定期的な報告を受けるなど連携を図る。

② 当社執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 「執行役規程」に従い、執行役の職務の執行に係る重要文書の適正な保存・管理を行う。
- ロ. 「情報セキュリティポリシー」「個人情報保護規程」「個人情報及び個人データの取扱いに関する規則」「情報セキュリティガイドライン」等諸規程に従い、執行役の職務の執行に係る情報管理の徹底を図る。

(ii) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 「リスク管理規程」を定め、リスクカテゴリーごとの責任部署を明確にし、リスク管理体制の整備に努める。
- ロ. リスク管理会議を設置し、リスク管理に関する事項について協議・対応するとともに定期的に状況等について内部統制委員会に報告する。内部統制委員会の委員長は必要に応じて取締役会に報告する。
- ハ. 災害発生時のリスクに対応するため、「BCP（事業継続計画）に関する規程」を定め、事業の継続を確保するための体制を整備するとともに、防災教育並びに防災訓練を計画的に推進し、防災意識の高揚を図り、災害発生時等に備える。
- ニ. 災害発生時等により、本社の業務体制の維持、継続が困難となった場合等には、BCP 対策本部を設置し、被害の軽減化と対応を図り、速やかな業務再開を行う。

(iii) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 業務執行力のより一層の強化、少人数の執行役による機動的な意思決定、及びその職務執行が効率的に行われることを確保するため、執行役を補佐する執行役員制度を導入する。
- ロ. 当社取締役会は、執行役の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整備に努め、定期的に当社の執行役による業務報告を受ける。

(iv) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「クレド」を制定し、使用人への周知を図り、その遵守・実行を徹底する。
- ロ. 「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。
- ハ. 取締役会は、事業年度毎にコンプライアンス・プログラムを承認し、これらの実効について状況把握に努める。
- ニ. 法令諸規則に準拠した社内規程、マニュアル及びガイドブック等を整備し、これらに関し適宜研修を行うとともに周知徹底を図る。
- ホ. 内部監査部を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と効率性を確保する。

③ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 当社子会社の取締役等（取締役、執行役員）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の重要な事項等について、当社への報告を義務付ける。
 - ロ. 関係会社社長会を開催し、当社と当社子会社間の情報共有に努める。
- (ii) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 当社の「リスク管理規程」にて当社子会社のリスク管理体制について規定し、体制の整備に努める。
- (iii) 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社子会社の取締役等の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整備に努める。
 - ロ. 当社子会社においては、業務執行力のより一層の強化、少人数の取締役による機動的な意思決定、及びその職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役を補佐する執行役員制度を導入する。
 - ハ. 当社の取締役会は、定期的に当社子会社の取締役から業務報告を受ける。
- (iv) 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社子会社においても「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「クレド」を制定し、役職員への周知を図り、その遵守・実行を徹底する。
 - ロ. 「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。
- (v) その他企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社は、経営に関する諸問題についての助言・提言を目的とする経営から独立した社外専門家委員会を設置する。
 - ロ. 当社は、内部統制委員会で、内部統制に関する事項の審議を行う。
 - ハ. 当社及び当社子会社の業務に関する法令違反等の未然防止、及び不祥事の早期発見を目的として、内部通報制度を設置する。

④ 当社及び当社子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を行うため、財務諸表に係る内部統制システムの構築・整備を行い、継続的に評価するとともに、不備があれば必要な是正を行い、適切な運用に努めることにより財務報告の信頼性を確保する。

⑤ 当社及び当社子会社における反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況

- イ. 当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然たる態度で対応する。
- ロ. 当社及び当社子会社は、反社会的勢力による被害を防止するため「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」を策定し公表する。
- ハ. 当社は、本社及び各支店において不当要求防止責任者を選任するとともに、社内研修を実施する等、役職員の啓蒙とその実行に努める。

二、当社は、警察、暴力追放運動推進センター、証券保安対策支援センター及び弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に取り組む。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社監査委員会

監査委員会室には専任使用人が配置され、執行役からの独立性や監査の実効性を確保するために定められた「監査委員会規程」に基づき職務が執行されている。また監査委員の各種会議等への出席機会の確保や監査委員への報告義務をはじめとする情報取得や予算の確保等、監査委員会の職務上必要な資源の提供については適正に運用されている。

② 当社執行役

【情報管理】

執行役の職務の執行にかかる重要文書（電磁的記録を含む）等の情報の保存・管理は、「文書規程」、「情報セキュリティ管理規程」等に基づいて適正に行われている。

【リスク管理】

リスクカテゴリーごとの責任部署とリスク管理部門によるリスク管理会議にて毎月協議・対応を図っている。対応状況は内部統制委員会に報告され、適宜取締役会へ報告される。災害対応についてはBCP（事業継続計画）に基づき毎年システム障害訓練や避難訓練等の各種訓練、研修などを行っている。

【効率的な職務の執行】

執行役の職務執行の効率化を図るため執行役員制度が導入されており、執行役員による報告義務・説明義務などを「執行役員規程」に明文化し、執行役員による適正な職務執行体制を確保している。

【使用人の法令・定款に適合した職務の執行】

「クレド」の周知やコンプライアンス・プログラムの策定などにより法令諸規則の遵守・徹底を図っている。また内部監査を実施し、内部統制の有効性、効率性を確保している。

③ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正

【報告体制】

「関係会社管理規程」に基づき子会社から重要事項等の報告を受け、また、毎月関係会社社長会を開催して情報の共有に努めている。

【当社子会社のリスク管理】

当社の「リスク管理規程」に基づき子会社からリスク管理に関する報告を受ける等の体制を整備している。

【当社子会社の取締役等の効率的な職務の執行体制の確保】

取締役及び使用人の職務が効率的に行われるように、職務分掌と権限等の明文化を図っている。さらに取締役の執行補助者として執行役員制度の導入や、当社取締役会にて定期的に関係会社業務報告を受けており、また、クレドの周知により法令諸規則の遵守と徹底を行っている。

④ 当社及び当社子会社の財務報告の信頼性

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準・同実施基準」（企業会計審議会）に基づいた整備・運用を行うことを基本方針とし、内部監査部の有効性評価を踏まえ内部統制報告書が作成されている。また、外部監査を受けることにより、一層の信頼性の確保に努めている。

⑤ 当社及び当社子会社における反社会的勢力排除

イ. 反社会的勢力との取引を行わず、毅然とした態度で臨むことを「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」やマニュアルで明文化し、社内研修を実施して役職員の啓蒙を図っている。

ロ. 「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」をホームページや店頭で公表している。

本支店においては、外部専門機関との連携も図りながら、不当要求防止責任者を選任して、反社会的勢力との関係遮断を具体的に実施している。

ハ. 当社はマネー・ローンダリング等の防止を経営上の重要な課題の一つと位置付け、「マネー・ローンダリング防止及びテロ資金供与対策のための基本方針」を策定し、法令遵守・内部管理態勢を構築している。

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度

〔 2020年4月1日から
2021年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,577	6,907	12,631	△4,167	29,948
当期変動額					
剰余金の配当			△1,115		△1,115
親会社株主に帰属する当期純利益			1,001		1,001
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△22		69	46
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△22	△114	68	△67
当期末残高	14,577	6,885	12,516	△4,098	29,881

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	△43	△1,125	△85	△1,254	78	28,772
当期変動額						
剰余金の配当						△1,115
親会社株主に帰属する当期純利益						1,001
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						46
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	128	—	274	403	△0	403
当期変動額合計	128	—	274	403	△0	335
当期末残高	85	△1,125	189	△851	78	29,108

前連結会計年度（ご参考）

〔 2019年4月1日から
2020年3月31日まで 〕

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,577	8,669	14,726	△2,342	35,631
当期変動額					
剰余金の配当			△1,371		△1,371
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△724		△724
自己株式の取得				△3,565	△3,565
自己株式の消却		△1,741		1,741	—
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△21			△21
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△1,762	△2,095	△1,824	△5,682
当期末残高	14,577	6,907	12,631	△4,167	29,948

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	1	△1,125	79	△1,044	78	52	34,718
当期変動額							
剰余金の配当							△1,371
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）							△724
自己株式の取得							△3,565
自己株式の消却							—
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△21
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△44	—	△165	△210	△0	△52	△263
当期変動額合計	△44	—	△165	△210	△0	△52	△5,945
当期末残高	△43	△1,125	△85	△1,254	78	—	28,772

連 結 注 記 表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 : 4 社

主要な連結子会社の名称 : 株式会社いちよし経済研究所

いちよしアセットマネジメント株式会社

いちよしビジネスサービス株式会社

いちよしファイナンシャルアドバイザー株式会社

2. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① トレーディングの目的及び範囲

当社グループにおけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社グループが利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。

当社グループのトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。

② トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

③ トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券としてみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物

イ 1998年3月31日以前に取得したもの 旧定率法

ロ 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの 旧定額法

ハ 2007年4月1日以降に取得したもの 定額法

建物附属設備及び構築物

イ	2007年3月31日以前に取得したもの	旧定率法	
ロ	2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したもの		定率法
ハ	2016年4月1日以降に取得したもの	定額法	
上記以外			

イ	2007年3月31日以前に取得したもの	旧定率法
ロ	2007年4月1日以降に取得したもの	定率法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物：3年～50年 器具備品：3年～20年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び準備金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

③金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

株式交付費

支払時に全額費用計上しております。

②ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法によっております。

なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しておりますが、金額が僅少なもののについては、発生年度に一括して償却しております。

④消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

⑤連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑥退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

[表示方法の変更に関する注記]

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に[会計上の見積りに関する注記]を記載しております。

[会計上の見積りに関する注記]

(1) 固定資産の減損損失

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産：3,068 百万円

無形固定資産： 691 百万円

減損損失： 106 百万円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

減損損失の判断においては、主として 2 期連続して営業損益がマイナスとなっている資産又は資産グループについて減損の兆候があると判断しております。資産のグルーピングにあたっては、各支店等、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成する資産グループを最小単位としております。

減損の兆候があると認められた資産又は資産グループについては、過年度の営業損益をベースとした数値に主要な資産の残存耐用年数を乗じたものを割引前将来キャッシュ・フローと仮定し、これが帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識すべきとの判断をしております。

減損損失を認識すべきと判断された資産又は資産グループについては、正味売却価額又は使用価値まで減額しております。

翌年度の将来キャッシュ・フローの算定にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとする市場動向や経済情勢の変化により翌連結会計年度の営業損益が悪化した場合、その影響により翌連結会計年度の営業損益が減少する可能性があります。そのため、多数の資産又は資産グループについて減損の兆候があると認められた場合、対象となる資産又は資産グループが当連結会計年度よりも多数に昇る可能性があります、その結果多額の減損損失を計上するリスクがあります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 : 198 百万円

繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前) : 336 百万円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産については、一時差異等のうち将来の課税所得の十分性により回収可能性が高いものを計上しております。ただし、企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定める分類 3 に該当する企業(以下、分類 3 に該当する企業)については、主たる事業である金融商品取引業の業績が証券市場の変動に大きな影響を受ける状況にあり、その業績予想を行うことは困難であることから、1 年以内の一時差異等加減算前将来課税所得を見積り、一時差異等のスケジューリングの結果見積もられた繰延税金資産を回収可能性があるものと判断しております。

将来課税所得の見積りにあたって基礎となる税引前当期純利益については、各社の総合予算をベースに算定しておりますが、分類 3 に該当する企業については直近の税引前当期純利益等の実績も考慮して算定しております。

翌連結会計年度における繰延税金資産の回収可能性の算定にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとする市場動向や経済情勢の変化により将来課税所得が減少すると見積もられた場合には、繰延税金資産の多額の取崩しが発生する可能性があります。

[追加情報]

- 繰延税金資産の回収可能性については、新型コロナウイルス感染症の収束時期が不透明であることから、今後の業績見通し等を勘案し、繰延税金資産を計上しております。
なお、当該金額は現時点での最善の見積もりではあるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や経済への影響等により、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。
- 当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 8 号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日)第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日)第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 28 百万円

(2) 担保に係る債務

信用取引借入金 5,791 百万円

上記のほか、投資有価証券及び信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社からの借証券の担保として 225 百万円、信用取引借入金の担保として 2,394 百万円、取引所等の会員信託金の代用として 10 百万円、取引参加者保証金等の代用として 31 百万円、清算基金の代用として 108 百万円、先物取引証拠金の代用として 40 百万円、当初証拠金の代用として 595 百万円を差し入れております

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 2,642 百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式42,431,386株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	575	16.00	2020年3月31日	2020年5月29日
2020年10月29日 取締役会	普通株式	539	15.00	2020年9月30日	2020年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	685	19.00	2021年3月31日	2021年5月31日

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 394,700株

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い、並びにその他の有価証券関連業等の金融商品取引業を中核とする投資・金融サービス業を行っております。

これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金のほか、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、主として顧客の資金運用に対応するためのリスクヘッジや、トレーディング業務におけるリスクヘッジ目的で利用しております。投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託であり、預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されていますが、取引相手先はいずれも信用度の高い銀行であるため、相手方の債務不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

信用取引貸付金は顧客の資金運用ニーズに対応するための短期貸付金であり、顧客の信用リスクに晒されています。

募集等払込金は、投資信託の募集に伴う投信委託会社への払込金であり、投信委託会社の信用リスクに晒されています。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、商品有価証券については顧客の資金運用やリスクヘッジなどのさまざまなニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための取引等のトレーディング業務のために保有し、投資有価証券については事業推進目的等で保有しているものがあります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループの信用リスクの管理については、リスク管理規程及び信用リスク管理細則に則り行っており、特定の業種・企業・グループ等への与信集中を排除し、リスク分散と適度なリターン確保に努めております。また、個別与信先の信用力、事業内容及び成長性等を総合的に斟酌した与信管理を徹底するとともに、第三者である格付機関の格付ランク、担保の有無等に応じた与信限度額等の設定により適正なリスク管理を行っております。具体的には、信用取引に関する与信管理を各営業部支店、コンプライアンス部、資金証券部で行っているほか、財務・企画部、リスク管理室でも取引先等の信用リスクに関して、必要に応じて経営陣に報告するなどして管理しております。

②市場リスクの管理

当社グループの市場リスクの管理については、リスク管理規程及び市場リスク管理細則に則り行っており、株価、金利及び外国為替相場等の変動を適切に認識し、リスクのコントロールと収益の安定的な確保に努めております。具体的には、市場リスク相当額は標準的方式により算出しており、内部統制委員会の下部組織であるリスク管理会議において、状況の把握や確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には、リスク管理室においてモニタリングを行い、経営陣その他の関係者に対し報告しております。主として顧客との取引から発生するトレーディング業務に関する有価証券については、リスク管理に関する社内規程に基づき、取引を行う部門毎及び商品毎に許容可能なリスク量(ポジション枠)をあらかじめ定めるとともに、ロスカット基準などを設けた上で、運

用環境、当社財務状況等を勘案し、リスク管理会議において運用枠等の見直しを図っております。また、有価証券を含む投資商品の保有については投資会議規程に基づき決定され、売買を執行する部署から独立したリスク管理担当部署において日常的なモニタリングが行われ、当社の経営陣及び関連部署に日々報告するなどして管理しております。

③流動性リスクの管理

当社グループの流動性のリスクの管理については、リスク管理規程及び流動性リスク管理細則に則り行っており、資金繰り状況を適切に把握・管理し、いかなる金融情勢下にあっても流動性が確保されるよう、資金の調達・運用の適切な管理に努めております。具体的には、当社業務の規模、特性、財務状況、資金調達能力に見合った適切な安定性評価の基準を算定しモニタリングを行っているほか、資金逼迫度区分（平常時、懸念時、危機時）を設定し、日々の資金繰りを管理状況としてこれを算定した上で適切な資金繰り管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	16,196	16,196	—
(2) 預託金	7,799	7,799	—
(3) 信用取引貸付金	13,099	13,099	—
(4) 募集等払込金	2,423	2,423	—
(5) 有価証券及び投資有価証券	1,617	1,617	—
①売買目的有価証券（商品有価証券等）	112	112	—
②その他有価証券	1,504	1,504	—
資産合計	41,136	41,136	—
(1) 信用取引借入金	5,791	5,791	—
(2) 預り金	10,169	10,169	—
負債合計	15,960	15,960	—
デリバティブ取引 ※			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引合計	(0)	(0)	—

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 預託金 (4) 募集等払込金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 信用取引貸付金

信用取引貸付金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は店頭基準気配値から提示された価格、受益証券は基準価額によっております。譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 信用取引借入金

信用取引借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 預り金

預り金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

(1) 為替予約取引

為替予約取引の時価の算定方法については、先物為替相場によっております。

(2) 金利スワップ

金利スワップの時価の算定方法については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	237
投資事業有限責任組合及び それに類する組合への出資	269
合計	506

(※) 上記については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	804円07銭
1株当たり当期純利益	27円79銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

当事業年度

〔 2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月 31 日まで 〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	14,577	3,705	3,219	6,925	10,328	10,328	△4,167	27,664
当期変動額								
剰余金の配当					△1,115	△1,115		△1,115
当期純利益					1,035	1,035		1,035
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			△22	△22			69	46
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	△22	△22	△80	△80	68	△33
当期末残高	14,577	3,705	3,197	6,903	10,248	10,248	△4,098	27,630

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△22	△1,125	△1,148	78	26,594
当期変動額					
剰余金の配当					△1,115
当期純利益					1,035
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					46
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	75	—	75	△0	74
当期変動額合計	75	—	75	△0	41
当期末残高	52	△1,125	△1,073	78	26,635

前事業年度（参考）

〔 2019年4月1日から
2020年3月31日まで 〕

（単位：百万円）

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	14,577	3,705	4,961	8,666	12,815	12,815	△2,342	33,716
当期変動額								
剰余金の配当					△1,371	△1,371		△1,371
当期純損失（△）					△1,115	△1,115		△1,115
自己株式の取得							△3,565	△3,565
自己株式の消却			△1,741	△1,741			1,741	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	△1,741	△1,741	△2,486	△2,486	△1,824	△6,052
当期末残高	14,577	3,705	3,219	6,925	10,328	10,328	△4,167	27,664

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	0	△1,125	△1,124	78	32,670
当期変動額					
剰余金の配当					△1,371
当期純損失（△）					△1,115
自己株式の取得					△3,565
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△23	—	△23	△0	△23
当期変動額合計	△23	—	△23	△0	△6,076
当期末残高	△22	△1,125	△1,148	78	26,594

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券等の評価基準及び評価方法

(1) トレーディングの目的及び範囲

当社におけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社が利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。

当社のトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。

(2) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

(3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

イ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

ロ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券としてみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物

イ	1998年3月31日以前に取得したもの	旧定率法	
ロ	1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの		旧定額法
ハ	2007年4月1日以降に取得したもの	定額法	

建物附属設備及び構築物

イ	2007年3月31日以前に取得したもの	旧定率法	
ロ	2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したもの		定率法
ハ	2016年4月1日以降に取得したもの	定額法	

上記以外

イ	2007年3月31日以前に取得したもの	旧定率法	
ロ	2007年4月1日以降に取得したもの	定率法	

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物：3年～47年 器具備品：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金及び準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支払時に全額費用計上しております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法によっております。

なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しておりますが、金額が僅少なものについては、発生年度に一括して償却しております。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[表示方法の変更に関する注記]

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に[会計上の見積りに関する注記]を記載しております。

[会計上の見積りに関する注記]

(1) 固定資産の減損損失

①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産：2,516百万円

無形固定資産：675百万円

減損損失：106百万円

②その他見積もりの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産：262百万円

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）：302百万円

②その他見積もりの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

[追加情報]

- 繰延税金資産の回収可能性については、新型コロナウイルス感染症の収束時期が不透明であることから、今後の業績見通し等を勘案し、繰延税金資産を計上しております。
なお、当該金額は現時点での最善の見積もりではあるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や経済への影響等により、翌事業年度以降の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。
- 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券

28百万円

(2) 担保に係る債務

信用取引借入金 5,791 百万円

上記のほか、投資有価証券及び信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社からの借証券の担保として225百万円、信用取引借入金の担保として2,394百万円、取引所等の会員信託金の代用として10百万円、取引参加者保証金等の代用として31百万円、清算基金の代用として108百万円、先物取引証拠金の代用として40百万円、当初証拠金の代用として595百万円を差し入れております。

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 2,603百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権 483百万円
(2) 短期金銭債務 11百万円
(3) 長期金銭債権 23百万円

4. 取締役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務 20百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △113 百万円

6. 有価証券等を差し入れた場合等の時価額

(1) 信用取引貸証券 494百万円
(2) 信用取引借入金本担保証券 5,766百万円
(3) 貸付有価証券 122百万円

7. 有価証券等の差し入れを受けた場合等の時価額

(1) 信用取引貸付金本担保証券 12,602百万円
(2) 信用取引借証券 214百万円
(3) 借入有価証券 2百万円
(4) 受入保証金代用有価証券 18,302百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

(1) 営業収益 826百万円
(2) 販売費・一般管理費 768百万円
(3) 営業外収益 760百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 6,327,577株

[税効果会計に関する注記]

・繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	131百万円
賞与引当金	151百万円
未払事業税	21百万円
投資有価証券評価損	37百万円
投資事業有限責任組合損失	17百万円
減価償却費限度超過額	20百万円
金融商品取引責任準備金	55百万円
ゴルフ会員権評価損	66百万円
その他	317百万円
小 計	820百万円
評価性引当額	△517百万円
繰延税金資産合計	302百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△28百万円
その他有価証券評価差額金	△11百万円
繰延税金負債合計	△40百万円

繰延税金資産の純額

262百万円

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

該当事項はありません。

[関連当事者との取引に関する注記]

該当事項はありません。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	735円59銭
1株当たり当期純利益	28円74銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[その他の注記]

減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

名 称	銀座支店	盛岡支店	中野支店	福岡支店	ブラネット プラザ諫早	計
場 所	東京都中央区	岩手県盛岡市	東京都中野区	福岡県福岡市	長崎県諫早市	
用 途	営業用店舗	営業用店舗	営業用店舗	営業用店舗	営業用店舗	
建 物	31	32	17	7	0	88
器具備品	4	4	2	3	3	18
計	35	37	19	10	3	106

当社のグルーピングは、管理会計上で区分した部及び支店をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングを行っております。また、本社、寮、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としてグルーピングを行っております。

銀座支店は店舗移転に伴う用途変更のため、その他の各支店は営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、今後の業績見込みも不透明であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額はいずれも使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローの見込みが不透明なため、備忘価額1円として評価しております。